

第 18 回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和 3 年 1 2 月 2 1 日 (火) 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 2 0 分
2. 開催場所 中央公民館 3 階 大会議室

3. 出席委員 (13 名)

1	善 家 郁 夫	2	山 下 展 輝	3	兵 頭 知 幸	4	松 岡 照 明
5	渡 邊 由 美	6	高 田 洋 一	7	清 家 壽 秋	8	赤 松 拓 也
9	清 家 茂	10	山 本 一 人	11	水 野 規 雄	12	渡 邊 康 志
13	谷 口 雄 記	14	川 平 定 計				

4. 欠席委員 (1 名)

	赤 松 拓 也				
--	---------	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議案第 8 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 8 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 8 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 8 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による
鬼北町農用地利用集積計画 (案) の決定について
- 日程第 6 議題第 8 6 号 荒廃農地の非農地判断について
- 日程第 7 議題第 8 7 号 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について
- 日程第 8 報告第 5 号 農地原形変更届について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松 本 秀 治	次長	渡 辺 美 枝	主査	濱 田 竜 馬
----	---------	----	---------	----	---------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第18回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思います。</p>
会長	<p>年末を迎えて、朝晩寒くなってまいりましたが、くれぐれも風邪をひかないように、体調管理をよろしくお願いいたします。なお、先般はこの場所でのWEB会議、大変忙しい中、多くの委員さんにご出席いただきまして、大変ありがとうございました。ただ、WEB会議やる上で、一方的には聞くだけになる会議ですが、コロナ禍の中でこういうような会議がいろんな場所で行われていると思います。これも時代の変化だろうと思うところで、それに合わせて、また一生懸命勉強をしていただきたいという風に思っております。それでは、ただ今から第18回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、<u>13</u>名であります。</p> <p>赤松農業委員、酒井推進委員、塩崎推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第18回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>7番 清家 壽秋 委員</u>、<u>9番 清家 茂 委員</u>、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>順位1番について、清家茂委員より説明願います。</p>
清家委員	<p>失礼します。議席番号9番 清家です。</p> <p>議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。</p>

	【議案書に基づき、議案第82号 順位1番 説明】
清家委員	12月16日に譲渡人、譲受人、松原推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第82号 順位1番 説明】
清家委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、清家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位2番について、清家茂委員より説明願います。
清家委員	失礼します。議席番号9番 清家です。 議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第82号 順位2番 説明】
清家委員	12月16日に譲受人、松原推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第82号 順位2番 説明】
清家委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、清家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順

	位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位 3 番について、渡邊由美委員より説明願います。
渡 邊 委 員	失礼します。議席番号 5 番 渡邊です。 議案第 8 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 8 2 号 順位 3 番 説明】
渡 邊 委 員	1 2 月 1 6 日に譲渡人、譲受人、中井推進委員、事務局 2 名、私の計 6 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 8 2 号 順位 3 番 説明】
渡 邊 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 8 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 8 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位 4 番について、山下 ^{のぶてる} 展輝委員より説明願います。
山 下 委 員	失礼します。議席番号 2 番 山下です。 議案第 8 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 8 2 号 順位 4 番 説明】
山 下 委 員	1 2 月 1 7 日に譲渡人、譲受人、岡本推進委員、事務局 2 名、私の計 6 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 8 2 号 順位 5 番 説明】
山 下 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、山下委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)

議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位5番について、清家茂委員より説明願います。
清家委員	失礼します。議席番号9番 清家です。 議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第82号 順位5番 説明】
清家委員	12月16日に譲受人、松原推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第82号 順位5番 説明】
清家委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願います。
議長	ただ今、清家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第3 議案第83号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷口委員	議席番号13番 谷口です。 議案第83号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第83号 順位1番 説明】
谷口委員	12月16日に申請者代理人、田邊推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。

	【調査書に基づき、議案第83号 順位1番 説明】
谷口委員	以上により、農地法第4条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第83号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第83号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を ^{しんたつ} 進達いたします。
議長	日程第4 議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、山下 ^{のぶてる} 展輝委員より説明願います。
山下委員	議席番号2番 山下です。 議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第84号 順位1番 説明】
山下委員	12月17日に申請人、岡本推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第84号 順位1番 説明】
山下委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただ今、山下委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 8 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」順位 1 番は、許可相当として県知事に意見を ^{しんたつ} 進達いたします。
議 長	日程第 5 議案第 8 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。 まず、順位 1 番から 2 6 番までを一括審議し、順位 2 7 番は該当委員退席後に審議します。 順位 1 番から 2 6 番まで事務局より説明願います
事 務 局	はい、それでは順位 1 番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第 8 5 号 順位 1 番から 2 6 番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいいたします。
議 長	ただ今、順位 1 番から 2 6 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 8 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 1 番から 2 6 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 8 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 1 番から 2 6 番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	〇〇〇委員は退席願います。
	(〇〇〇委員 退席)
議 長	それでは、順位 2 7 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位 2 7 番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第 8 5 号 順位 2 7 番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいいたします。
議 長	ただ今、順位 2 7 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。

	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 8 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 2 7 番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 8 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 2 7 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇委員 着席)
議 長	日程第 6 議題第 8 6 号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。 まず、番号 8 3 番から 8 6 番を除いた議案を一括審議し、番号 8 3 番から 8 6 番は該当委員退席後に審議します。 事務局より説明願います
事 務 局	議案第 8 6 号「荒廃農地の非農地判断について」を説明いたします。 非農地判断は農地法第 3 0 条に基づく、利用状況調査である農地パトロールで把握した農地の内、再生利用が困難と判断した農地について、農地法第 2 条の農地に該当するか否かの判断を行うものです。1 0 月に愛治地区の農業委員、推進委員、事務局、農林課職員の計 7 名で再度 1 筆ずつ現地確認を行いました。その結果 1 0 3 件の農地について、すでに山林化しており農地に復元することが困難又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することが困難であることを確認いたしましたので議案書に基づき大字ごとに説明します。
	【議案書に基づき、議案第 8 5 号 番号 1 番から 1 0 3 番 説明】
事 務 局	以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 8 6 号「荒廃農地の非農地判断について」、番号 8 3 番から 8 6 番を除いた農地を原案のとおり非農地と決定することにご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 8 6 号「荒廃農地の非農地判断について」、番号 8 3 番から 8 6 番を除いた農地を原案のとおり非農地と決定することといたします。
議 長	〇〇〇委員は退席願います。
	(〇〇〇委員 退席)
議 長	議案第 8 6 号「荒廃農地の非農地判断について」、番号 8 3 番から 8 6 番は原案のとおり非農地と決定することにご異議ございませんか。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 8 6 号「荒廃農地の非農地判断について」、番号 8 3 番から 8 6 番は原案のとおり非農地と決定することといたします。
議 長	事務局は〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇委員 着席)
議 長	日程第 7 議案第 8 7 号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 8 7 号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について」を説明いたします。農業委員会は法令遵守による公平・公正な職務遂行に努めなければならないことを踏まえ、改めて農業委員会組織として、綱紀粛正の徹底を図るため申し合わせ決議を実施するよう愛媛県農業会議等から依頼がありましたので決議文を読み上げて説明といたします。
	【議案書に基づき、議案第 8 7 号 説明】
事 務 局	以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 8 7 号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について」は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 8 7 号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について」は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	日程第 8 報告第 5 号「農地原形変更届について」の報告をします。 順位 1 番について、兵頭知幸委員より説明願います

兵 頭 委 員	議席番号3番 兵頭です。 報告第5号「農地原形変更届について」の報告をします。
	【議案書に基づき、報告第5号 順位1番 説明】
兵 頭 委 員	以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 質疑等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第18回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	7番
	9番